

高松市学校給食費の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

高松市長 大 西 秀 人

高松市規則第 5 8 号

高松市学校給食費の徴収に関する規則の一部を改正する規則

高松市学校給食費の徴収に関する規則（令和 4 年高松市規則第 4 1 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（学校給食の申込み） 第 3 条 学校給食を受けようとする児童等の保護者は、学校給食を受けようとする日の 5 日（高松市立学校の管理運営に関する規則（昭和 3 3 年高松市教育委員会規則第 6 号）第 3 条に規定する休業日（以下「学校休業日」という。）を除く。）前までに、市長に高松市学校給食申込書（様式第 1 号）を提出するものとする。 2・3 略 4 <u>第 1 項の規定により提出をした申込書の記載事項に変更が生じる</u> <u>こととなる</u>場合は、その都度速やかに、市長に高松市学校給食申込	（学校給食の申込み） 第 3 条 学校給食を受けようとする児童等の保護者は、学校給食を受けようとする日の 5 日（高松市立学校の管理運営に関する規則（昭和 3 3 年高松市教育委員会規則第 6 号）第 3 条に規定する休業日（以下「学校休業日」という。）を除く。）前までに、<u>校長を経</u> <u>て</u>、市長に高松市学校給食申込書（様式第 1 号）を提出するものとする。 2・3 略 4 第 1 項の<u>内容</u>に変更が生じた場合は、その都度速やかに、<u>校長を経</u> <u>て</u>、市長に高松市学校給食申込事項変更届（様式第 4 号）を提出

事項変更届（様式第4号）を提出しなければならない。ただし、学校給食費負担者が変更になる場合は、改めて高松市学校給食申込書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

- 5 第3項の規定により提出をした申込書の記載事項に変更が生じることとなる場合は、その都度速やかに、市長に高松市学校給食申込事項変更届（教職員等用）（様式第5号）を提出しなければならない。ただし、学校給食費負担者が変更になる場合は、改めて高松市学校給食申込書（教職員等用）（様式第2号）又は高松市学校給食申込書（臨時喫食者用）（様式第3号）を、市長に提出しなければならない。

（学校給食費の減免）

第9条 略

- 2 前項の規定により学校給食費の減額を受けようとする学校給食費負担者は、事前に学校とその対応を協議した上で、当該減額の開始を希望する日の5日（学校休業日を除く。）前までに、高松市食物アレルギー等に係る学校給食費減額申請書（様式第9号）を、市長に提出しなければならない。

3 略

- 4 前項の規定により食物アレルギー等に係る学校給食費の減額の決定の通知を受けた場合において、減額の必要がなくなったときは、速やかに高松市食物アレルギー等に係る学校給食費減額停止届（様式第11号）を、市長に提出しなければならない。

5・6 略

しなければならない。ただし、学校給食費負担者が変更になる場合は、改めて高松市学校給食申込書（様式第1号）を、校長を経て、市長に提出しなければならない。

- 5 第3項の内容に変更が生じた場合は、その都度速やかに、市長に高松市学校給食申込事項変更届（教職員等用）（様式第5号）を提出しなければならない。ただし、学校給食費負担者が変更になる場合は、改めて高松市学校給食申込書（教職員等用）（様式第2号）又は高松市学校給食申込書（臨時喫食者用）（様式第3号）を、市長に提出しなければならない。

（学校給食費の減免）

第9条 略

- 2 前項の規定により学校給食費の減額を受けようとする学校給食費負担者は、事前に学校とその対応を協議した上で、当該減額の開始を希望する日の5日（学校休業日を除く。）前までに、高松市食物アレルギー等に係る学校給食費減額申請書（様式第9号）を、校長を経て、市長に提出しなければならない。

3 略

- 4 前項の規定により食物アレルギー等に係る学校給食費の減額の決定の通知を受けた場合において、減額の必要がなくなったときは、速やかに高松市食物アレルギー等に係る学校給食費減額停止届（様式第11号）を、校長を経て、市長に提出しなければならない。

5・6 略

(学校給食費の年間納付予定額の変更等)

第10条 略

(1) 病気等のやむを得ない理由により、連続して5日以上、学校給食の停止を希望する場合において、当該停止を希望する日の5日(学校休業日を除く。)前までに学校給食を受けない旨を高松市学校給食(停止・再開)届(様式第12号)により、市長に提出したとき。

(2)～(6) 略

2 前項第1号の規定により、学校給食を停止した場合において、学校給食の再開を希望するときは、当該再開を希望する日の5日(学校休業日を除く。)前までに高松市学校給食(停止・再開)届(様式第12号)を、市長に提出しなければならない。

3 第1項第2号の規定のうち、児童等が転出その他の事由により、年度の途中から学校給食を受けることができなくなる場合は、事前に高松市学校給食(停止・再開)届(様式第12号)を、市長に提出しなければならない。

4 略

(学校給食費の年間納付予定額の変更等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定にかかわらず、年間納付予定額の変更その他必要な調整を行うことができる。

(1) 病気等のやむを得ない理由により、連続して5日以上、学校給食の停止を希望する場合において、当該停止を希望する日の5日(学校休業日を除く。)前までに学校給食を受けない旨を高松市学校給食(停止・再開)届(様式第12号)により、校長を経て、市長に提出したとき。

(2)～(6) 略

[新設]

2 前項第2号の規定のうち、児童等が転出その他の事由により、年度の途中から学校給食を受けることができなくなる場合は、事前に高松市学校給食(停止・再開)届(様式第12号)を、校長を経て、市長に提出しなければならない。

3 略

様式第 1 号（第 3 条関係）

（宛先）高松市長

年 月 日

保 護 者 住 所
（学校給食費負担者）氏 名
電話番号

高松市学校給食申込書

下記の注意事項及び承諾事項に同意の上、高松市学校給食費の徴収に関する規則第 3 条第 1 項の規定により学校給食を申し込みます。

学校名	高松市立	小学校 中学校	学年・組	☐ 新 1 年生 ☐ 年 組
ふりがな			生年月日	年 月 日
児童生徒 氏名				
右記に該当の場合はチェックしてください。	☐ 食物アレルギー等の理由により、学校給食の提供を受けることができないため、学校給食を申し込みません。常に弁当を持参します。			

- 【注意事項】
- この申込書は、児童生徒が高松市立の小学校及び中学校に在学する期間中有効となります。
 - 学校給食費の滞納が続き、支払の意思が見られないときは、法的措置を講じることがあります。
 - 食物アレルギー等がある場合は、必ず学校と事前に協議をしてください。
- 【承諾事項】
- この申込書をもって、高松市及び高松市教育委員会が有する個人情報（学齢簿情報、就学援助情報、生活保護情報及び児童手当に係る情報）を学校給食事業の実施のために必要な範囲で、高松市学校給食担当課に提供することに承諾します。また、学校給食費を滞納した場合、高松市学校給食担当課が当該債権の調査に必要な範囲において学校給食費負担者及び同一生計世帯員の個人情報を調査し使用することに承諾します。
 - この申込書をもって、学校給食事業の実施のために必要な範囲で、学校に照会することに承諾します。また、学校給食費を滞納した場合、滞納額や滞納理由、世帯状況等を把握するために、高松市及び高松市学校給食担当課と学校が互いに知り得ている情報を共有することにも承諾します。

児童手当に係る学校給食費の徴収等に関する申出書

（宛先）高松市長

私は、万一、学校給食費を滞納した場合、児童手当法第 2 1 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、市長から支給を受ける児童手当から、その支払期日をもって当該滞納する学校給食費の支払に充てることを申し出ます。なお、この申出の撤回を行わない限りにおいて、この申出に基づき、児童手当から学校給食費の支払に充てることに同意します。

年 月 日

児童手当受給者（保護者等）

氏名

住所

様式第 1 号（第 3 条関係）

（提出先）保護者→学校→高松市

年 月 日

（宛先）高松市長

保 護 者 住 所
（学校給食費負担者）氏 名（自署）
電話番号

高松市学校給食申込書

下記の注意事項及び承諾事項に同意の上、高松市学校給食費の徴収に関する規則第 3 条第 1 項の規定により学校給食を申し込みます。

学校名	高松市立	小学校 中学校	学年・組	☐ 新 1 年生 ☐ 年 組
ふりがな			生年月日	年 月 日
児童生徒 氏名				
右記に該当の場合はチェックしてください。	☐ 食物アレルギー等の理由により、学校給食の提供を受けることができないため、学校給食を申し込みません。常に弁当を持参します。			

- 【注意事項】
- この申込書は、児童生徒が高松市立の小学校及び中学校に在学する期間中有効となります。
 - 学校給食費の滞納が続き、支払の意思が見られないときは、法的措置を講じることがあります。
 - 食物アレルギー等がある場合は、必ず学校と事前に協議をしてください。
- 【承諾事項】
- この申込書をもって、高松市及び高松市教育委員会が有する個人情報（学齢簿情報、就学援助情報、生活保護情報及び児童手当に係る情報）を学校給食事業の実施のために必要な範囲で、高松市学校給食担当課に提供することに承諾します。また、学校給食費を滞納した場合、高松市学校給食担当課が当該債権の調査に必要な範囲において学校給食費負担者及び同一生計世帯員の個人情報を調査し使用することに承諾します。
 - この申込書をもって、学校給食事業の実施のために必要な範囲で、学校に照会することに承諾します。また、学校給食費を滞納した場合、滞納額や滞納理由、世帯状況等を把握するために、高松市及び高松市学校給食担当課と学校が互いに知り得ている情報を共有することにも承諾します。

児童手当に係る学校給食費の徴収等に関する申出書

（宛先）高松市長

私は、万一、学校給食費を滞納した場合、児童手当法第 2 1 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、市長から支給を受ける児童手当から、その支払期日をもって当該滞納する学校給食費の支払に充てることを申し出ます。なお、この申出の撤回を行わない限りにおいて、この申出に基づき、児童手当から学校給食費の支払に充てることに同意します。

年 月 日

児童手当受給者（保護者等）

氏名

住所

様式第 2 号（第 3 条関係）

（教職員等用）

年 月 日

（宛先）高松市長

申 込 者 住 所
（学校給食費負担者）氏 名
電話番号

高松市学校給食申込書

私は、下記の注意事項及び承諾事項に同意の上、高松市学校給食費の徴収に関する規則第 3 条第 3 項の規定により学校給食を申し込みます。

勤務先 ※置籍校 （学校・共同調理場）	
右記の区分のうち該当するものにチェックを してください。	☐ 学校給食を申し込みます。 ☐ 飲用牛乳を除き、児童又は生徒が受ける学校給食の提供 を申し込みます。 ☐ 学校給食を申し込みません。常に弁当を持参します。
区 分	☐ 教員 （ 常勤 ／ 非常勤（週の喫食回数 回） ） ☐ 職員 （ 常勤 ／ 非常勤（週の喫食回数 回） ） ☐ 調理員（ 常勤 ／ 非常勤（週の喫食回数 回） ） ☐ その他（ ）
備 考 ※複数校勤務の場合は、 すべての勤務先を記載	

【注意事項】

- この申込書は、申込者が高松市立の小学校及び中学校に在籍している間は、配置換えがあった場合でも有効です。
- 学校給食費の滞納が続き、支払の意思が見られないときは、法的措置を講じることがあります。

【承諾事項】

- この申込書をもって、高松市及び高松市教育委員会が有する個人情報を学校給食事業の実施のために必要な範囲で、高松市学校給食担当課に提供すること及び高松市学校給食担当課が私の住民基本台帳を閲覧することに同意します。また、学校給食費を滞納した場合、高松市学校給食担当課が当該債権の調査に必要な範囲において、学校給食費負担者の個人情報を調査し使用することに承諾します。

様式第 2 号（第 3 条関係）

（教職員等用）

年 月 日

（宛先）高松市長

申 込 者 住 所
（学校給食費負担者）氏 名（自署）
電話番号

高松市学校給食申込書

私は、下記の注意事項及び承諾事項に同意の上、高松市学校給食費の徴収に関する規則第 3 条第 3 項の規定により学校給食を申し込みます。

勤務先 ※置籍校 （学校・共同調理場）	
右記の区分のうち該当するものにチェックを してください。	☐ 学校給食を申し込みます。 ☐ 飲用牛乳を除き、児童又は生徒が受ける学校給食の提供 を申し込みます。 ☐ 学校給食を申し込みません。常に弁当を持参します。
区 分	☐ 教員 （ 常勤 ／ 非常勤（週の喫食回数 回） ） ☐ 職員 （ 常勤 ／ 非常勤（週の喫食回数 回） ） ☐ 調理員（ 常勤 ／ 非常勤（週の喫食回数 回） ） ☐ その他（ ）
備 考 ※複数校勤務の場合は、 すべての勤務先を記載	

【注意事項】

- この申込書は、申込者が高松市立の小学校及び中学校に在籍している間は、配置換えがあった場合でも有効です。
- 学校給食費の滞納が続き、支払の意思が見られないときは、法的措置を講じることがあります。

【承諾事項】

- この申込書をもって、高松市及び高松市教育委員会が有する個人情報を学校給食事業の実施のために必要な範囲で、高松市学校給食担当課に提供すること及び高松市学校給食担当課が私の住民基本台帳を閲覧することに同意します。また、学校給食費を滞納した場合、高松市学校給食担当課が当該債権の調査に必要な範囲において、学校給食費負担者の個人情報を調査し使用することに承諾します。

様式第 3 号（第 3 条関係）

(臨時喫食者用)

年 月 日

(宛先) 高松市長

申 込 者 住 所
(学校給食費負担者) 団体名
(代表者) 氏名
電話番号

高松市学校給食申込書

学校給食の申込みに係る事前協議が調ったので、下記の注意事項及び承諾事項に同意の上、高松市学校給食費の徴収に関する規則第 3 条第 3 項の規定により学校給食を申し込みます。

☐ 個人用

ふりがな	
喫食者氏名	
喫食日・期間	年 月 日 (から 年 月 日まで)
喫食場所 (学校名・クラス等)	
喫食理由	

☐ 団体用

ふりがな	
団体名称・代表者氏名	
喫食日	年 月 日
喫食人数 (食数)	人
喫食場所 (学校名・クラス等)	
喫食理由	

- 【注意事項】
- ・ 団体で申し込み場合は、当該団体において 1 部作成し、提出してください。
 - ・ 学校給食費の滞納が続き、支払の意思が見られないときは、法的措置を講じることがあります。
 - ・ 学校給食費の請求は、喫食する食数分をまとめて学校給食費負担者宛てに納付書を交付することにより行います。
- 【承諾事項】
- ・ この申込書をもって、高松市及び高松市教育委員会が有する個人情報を学校給食事業の実施のために必要な範囲で、高松市学校給食担当課に提供すること及び高松市学校給食担当課が私の住民基本台帳を閲覧することに同意します。また、学校給食費を滞納した場合、高松市学校給食担当課が当該債権の調査に必要な範囲において、学校給食費負担者の個人情報を調査し使用することに承諾します。

様式第 3 号（第 3 条関係）

(臨時喫食者用)

年 月 日

(宛先) 高松市長

申 込 者 住 所
(学校給食費負担者) 団体名
(代表者) 氏名 (自署)
電話番号

高松市学校給食申込書

学校給食の申込みに際し、事前協議が調ったため、下記の注意事項及び承諾事項に同意の上、高松市学校給食費の徴収に関する規則第 3 条第 3 項の規定により学校給食を申し込みます。

☐ 個人用

ふりがな	
喫食者氏名	
喫食日・期間	年 月 日 (から 年 月 日まで)
喫食場所 (学校名・クラス等)	
喫食理由	

☐ 団体用

ふりがな	
団体名称・代表者氏名	
喫食日	年 月 日
喫食人数 (食数)	人
喫食場所 (学校名・クラス等)	
喫食理由	

- 【注意事項】
- ・ 団体で申し込み場合は、当該団体において 1 部作成し、喫食する学校へ提出してください。
 - ・ 学校給食費の滞納が続き、支払の意思が見られないときは、法的措置を講じることがあります。
 - ・ 学校給食費の請求は、喫食する食数分をまとめて学校給食費負担者宛てに納付書を交付することにより行います。
- 【承諾事項】
- ・ この申込書をもって、高松市及び高松市教育委員会が有する個人情報を学校給食事業の実施のために必要な範囲で、高松市学校給食担当課に提供すること及び高松市学校給食担当課が私の住民基本台帳を閲覧することに同意します。また、学校給食費を滞納した場合、高松市学校給食担当課が当該債権の調査に必要な範囲において、学校給食費負担者の個人情報を調査し使用することに承諾します。

様式第 4 号（第 3 条関係）

（宛先）高松市長

保 護 者 住 所
（学校給食費負担者）氏 名
電話番号

高松市学校給食申込事項変更届

既に提出をした高松市学校給食申込書の記載事項に次のように変更が生じるので、高松市学校給食費の徴収に関する規則第 3 条第 4 項の規定により次のとおり届けます。

学校名	高松市立	小学校 中学校	学年・組	年 組
ふりがな			生年月日	年 月 日
児童生徒 氏名				

変更事由発生年月日		年 月 日	
※該当するものに○をしてください。		【変更前】	【変更後】
1	住所の変更		
2	名前の変更		
3	学校の変更		
4	その他 ()		

【注意事項】

- ・ 学校給食費負担者の変更及び「児童手当に係る学校給食費の徴収等に関する申出書」の記載事項に変更がある場合は、改めて高松市学校給食申込書（様式第 1 号）を提出してください。
- ・ 学校給食を受ける者 1 人につき 1 枚ずつ記入してください。
- ・ この届は、原則として変更事由の発生前に提出してください。
- ・ この届は、市内転校の場合は転校前に在学している学校に変更事由発生年月日を連絡のうえ、転校が確定次第速やかに提出してください。アレルギー等の対応については、転校後の学校と協議の上、高松市食物アレルギー等に係る学校給食費減額申請書（様式第 9 号）の提出が必要です。
- ・ 「3 学校の変更」は、小学校から中学校に進学する場合を除きます。
- ・ 市外へ転校される場合は、高松市学校給食（停止・再開）届（様式第 1 2 号）を提出してください。

様式第 4 号（第 3 条関係）

（提出先）保護者→学校→高松市

年 月 日

（宛先）高松市長

保 護 者 住 所
（学校給食費負担者）氏 名（自署）
電話番号

高松市学校給食申込事項変更届

既に提出をした高松市学校給食申込書の記載事項に変更が生じたので、高松市学校給食費の徴収に関する規則第 3 条第 4 項の規定により次のとおり届けます。

学校名	高松市立	小学校 中学校	学年・組	年 組
ふりがな			生年月日	年 月 日
児童生徒 氏名				

変更事由発生年月日		年 月 日	
※該当するものに○をしてください。		【変更前】	【変更後】
1	住所の変更		
2	名前の変更		
3	学校の変更		
4	その他 ()		

【注意事項】

- ・ 学校給食費負担者の変更及び「児童手当に係る学校給食費の徴収等に関する申出書」の記載事項に変更がある場合は、改めて高松市学校給食申込書（様式第 1 号）を提出してください。
- ・ 学校給食を受ける者 1 人につき 1 枚ずつ記入してください。
- ・ この届は、原則として変更事由の発生前に提出してください。
- ・ この届は、市内転校の場合は転校前に在学している学校へ、転校が確定次第速やかに提出してください。アレルギー等の対応については、転校後の学校と協議の上、高松市食物アレルギー等に係る学校給食費減額申請書（様式第 9 号）の提出が必要です。
- ・ 「3 学校の変更」は、小学校から中学校に進学する場合を除きます。
- ・ 市外へ転校される場合は、高松市学校給食（停止・再開）届（様式第 1 2 号）を学校へ提出してください。

様式第 5 号（第 3 条関係）

（教職員等用）

年 月 日

（宛先）高松市長

申 込 者 住 所
（学校給食費負担者）氏 名
電話番号

高松市学校給食申込事項変更届

既に提出をした高松市学校給食申込書の記載事項に次のように変更が生じるので、高松市学校給食費の徴収に関する規則第 3 条第 5 項の規定により次のとおり届けます。

勤務先 ※置籍校 (学校・共同調理場)			
変更事由発生年月日		年 月 日	
※該当するものに○をしてください。		【変更前】	【変更後】
1	住所の変更		
2	配置換えによる学校の変更		
3	名前の変更		
4	その他 ()		

【注意事項】

- ・ 学校給食の提供を受ける者 1 人につき 1 枚ずつ記入してください。
- ・ この届は、原則として変更事由の発生前に提出してください。

様式第 5 号（第 3 条関係）

（教職員等用）

年 月 日

（宛先）高松市長

申 込 者 住 所
（学校給食費負担者）氏 名 (自署)
電話番号

高松市学校給食申込事項変更届

既に提出をした高松市学校給食申込書の記載事項に変更が生じたので、高松市学校給食費の徴収に関する規則第 3 条第 5 項の規定により次のとおり届けます。

勤務先 ※置籍校 (学校・共同調理場)			
変更事由発生年月日		年 月 日	
※該当するものに○をしてください。		【変更前】	【変更後】
1	住所の変更		
2	配置換えによる学校の変更		
3	名前の変更		
4	その他 ()		

【注意事項】

- ・ 学校給食の提供を受ける者 1 人につき 1 枚ずつ記入してください。
- ・ この届は、原則として変更事由の発生前に提出してください。

様式第 9 号（第 9 条関係）

（宛先）高松市長

保 護 者 住 所
（学校給食費負担者）氏 名
電話番号

高松市食物アレルギー等に係る学校給食費減額申請書

高松市学校給食費の徴収に関する規則第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり食物アレルギー等に係る学校給食費の減額を申請します。

学校名	高松市立 小学校 中学校	学年・組	☐ 新 1 年生 ☐ 年 組
ふりがな		生年月日	年 月 日
児童生徒 氏名			
・減額に係る給食区分について、次の該当する番号に○をつけてください。			
1. 次の食品の提供を中止（該当にチェック）※複数チェックも可 ☐ 飲用牛乳 ☐ 主食 （ ☐ パン（小麦及び乳）／ ☐ 麺類（小麦）／ ☐ 米飯） ☐ おかず等			
2. 飲用牛乳のみ提供を受けます（主食及びおかず等については、常に弁当を持参します。）。			
・減額を申請する理由について、次の該当する番号に○をつけてください。			
1. 食物アレルギーのため			
2. その他（ ）			
開始希望年月日	年 月 日		

【備考】

- 食物アレルギー、乳糖不耐性、宗教上の理由等による食品の除去等の具体的な対応については、必ず学校と協議した上で決定し、その後、この申請を行ってください。
- この申請書を提出する前に、事前に学校とその対応を協議する必要があるため、転校した場合及び中学校に進学した場合については、高松市立の学校間であっても、改めて提出する必要があります。
- 飲用牛乳又はおかず等は、それぞれその全部を中止する場合にのみ減額が可能です。アレルギー源を含む食品を除いた除去食対応の場合や、献立によっておかず等の一部を弁当で持参する場合については、減額の対象になりません。
- 提供中止の開始可能日を学校に確認のうえ、減額の開始を希望する日の 5 日（学校休業日を除く。）前までに提出してください。

様式第 9 号（第 9 条関係）

（提出先）保護者→学校→高松市

年 月 日

（宛先）高松市長

保 護 者 住 所
（学校給食費負担者）氏 名（自署）
電話番号

高松市食物アレルギー等に係る学校給食費減額申請書

高松市学校給食費の徴収に関する規則第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり食物アレルギー等に係る学校給食費の減額を申請します。

学校名	高松市立 小学校 中学校	学年・組	☐ 新 1 年生 ☐ 年 組
ふりがな		生年月日	年 月 日
児童生徒 氏名			
・減額に係る給食区分について、次の該当する番号に○をつけてください。			
1. 次の食品の提供を中止（該当にチェック）※複数チェックも可 ☐ 飲用牛乳 ☐ 主食 （ ☐ パン（小麦及び乳）／ ☐ 麺類（小麦）／ ☐ 袋入りパン（小麦）／ ☐ 米飯） ☐ おかず等			
2. 飲用牛乳のみ提供を受けます。（主食及びおかず等については、常に弁当を持参します。）			
・減額を申請する理由について、次の該当する番号に○をつけてください。			
1. 食物アレルギーのため			
2. その他（ ）			
開始希望年月日	年 月 日		

【備考】

- 食物アレルギー、乳糖不耐性、宗教上の理由等による食品の除去等の具体的な対応については、必ず学校と協議した上で決定し、その後、この申請を行ってください。
- この申請書を提出する前に、事前に学校とその対応を協議する必要があるため、転校した場合及び中学校に進学した場合については、高松市立の学校間であっても、改めて提出する必要があります。
- 飲用牛乳又はおかず等は、それぞれその全部を中止する場合にのみ減額が可能です。アレルギー源を含む食品を除いた除去食対応の場合や、献立によっておかず等の一部を弁当で持参する場合については、減額の対象になりません。
- 減額の開始を希望する日の 5 日（学校休業日を除く。）前までに学校に提出してください。

様式第 1 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

保 護 者 住 所
（学校給食費負担者）氏 名
電話番号

高松市食物アレルギー等に係る学校給食費減額停止届

食物アレルギー等に係る学校給食費の減額を申請し、その決定の通知を受けておりましたが、減額の必要がなくなったため、高松市学校給食費の徴収に関する規則第 9 条第 4 項の規定により、次のとおり届けます。

学校名	高松市立 小学校 中学校	学年・組	年 組
ふりがな		生年月日	年 月 日
児童生徒 氏名			

停止希望年月日	年 月 日
【理由】 1 食物アレルギー等の治癒 2 その他（ ）	

【注意事項】

- 食物アレルギー等の治癒により、食品の除去が不要となった場合の学校給食の再開時期については、必ず学校と協議の上、停止希望年月日を記載してください。

様式第 1 1 号（第 9 条関係）

（提出先）保護者→学校→高松市

年 月 日

（宛先）高松市長

保 護 者 住 所
（学校給食費負担者）氏 名（自署）
電話番号

高松市食物アレルギー等に係る学校給食費減額停止届

食物アレルギー等に係る学校給食費の減額を申請し、その決定の通知を受けておりましたが、減額の必要がなくなったため、高松市学校給食費の徴収に関する規則第 9 条第 4 項の規定により、次のとおり届けます。

学校名	高松市立 小学校 中学校	学年・組	年 組
ふりがな		生年月日	年 月 日
児童生徒 氏名			

停止希望年月日	年 月 日
【理由】 1 食物アレルギー等の治癒 2 その他（ ）	

【注意事項】

- 食物アレルギー等の治癒により、食品の除去が不要となった場合の学校給食の再開時期については、必ず学校と協議の上、停止希望年月日を記載してください。

様式第 1 2 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

保 護 者 住 所
（学校給食費負担者）氏 名
電話番号

高松市学校給食（停止・再開）届

学校給食を（停止・再開）したいので、高松市学校給食費の徴収に関する規則第 1 0 条第 1 項から第 3 項までの規定により次のとおり届けます。

学校名	高松市立	小学校 中学校	学年・組	年 組
ふりがな				
児童生徒 氏名			生年月日	年 月 日
停 止	停止の理由	1 長期欠席（連続して 5 日以上） 2 転出・高松市立学校以外への転校 3 その他 ()		
	停止希望年月日	年 月 日		
再 開	再開希望年月日	年 月 日		

【備考】

- ・ 停止希望年月日及び再開希望年月日については、停止又は再開が可能な日を必ず学校に確認したうえで記載してください。
- ・ 学校給食の停止又は再開は、この届を受領した日の 5 日後からとなります（高松市立学校の管理運営に関する規則（昭和 3 3 年高松市教育委員会規則第 6 号）第 3 条に規定する休業日を除く。）。そのため、停止に関し、提出日及びその翌日からの 4 日間の学校給食費については、喫食されない場合でも、原則、請求いたします。
- ・ 病気等のやむを得ない理由により、連続して 5 日以上、学校給食の停止を希望する場合は、当該停止を希望する日の 5 日（高松市立学校の管理運営に関する規則第 3 条に規定する休業日を除く。）前までにこの届を提出してください。
- ・ この申請は、連続した 5 日未満の欠席については提出の必要はありません。

様式第 1 2 号（第 1 0 条関係）

（提出先）保護者→学校→高松市

年 月 日

（宛先）高松市長

保 護 者 住 所
（学校給食費負担者）氏 名（自署）
電話番号

高松市学校給食（停止・再開）届

学校給食を（停止・再開）したいので、高松市学校給食費の徴収に関する規則第 1 0 条第 1 項の規定により次のとおり届けます。

学校名	高松市立	小学校 中学校	学年・組	年 組
ふりがな				
児童生徒 氏名			生年月日	年 月 日
停 止	停止の理由	1 長期欠席（連続して 5 日以上） 2 転出・高松市立学校以外への転校 3 その他 ()		
	停止希望年月日	年 月 日		
再 開	再開希望年月日	年 月 日		

【備考】

- ・ 学校給食の停止又は再開は、学校がこの届を受領した日の 5 日後からとなります（高松市立学校の管理運営に関する規則（昭和 3 3 年高松市教育委員会規則第 6 号）第 3 条に規定する休業日を除く。）。そのため、提出日及びその翌日からの 4 日間の学校給食費については、喫食されない場合でも、原則、請求いたします。
- ・ 病気等のやむを得ない理由により、連続して 5 日以上、学校給食の停止を希望する場合は、当該停止を希望する日の 5 日（高松市立学校の管理運営に関する規則第 3 条に規定する休業日を除く。）前までにこの届を、校長を経て、提出してください。
- ・ この申請は、連続した 5 日未満の欠席については提出の必要はありません。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式第 1 号から様式第 3 号まで、様式第 5 号及び様式第 11 号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

(準備行為)

- 3 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。